

鳴門ウチノ海総合公園警備業務

公園巡回警備業務に関する仕様書

1. 警備対象区域

鳴門ウチノ海総合公園及び、南分園全域とする。

2. 警備方法

- 1) 本業務は、原則として公園緑地課職員の勤務時間外に警備業者による巡回警備を行うものとする。
- 2) 本業務には、鳴門ウチノ海総合公園の正門及び東門の開閉業務を含むものとする。

3. 委託期間及び、警備時間

委託期間は令和8年6月1日から令和11年5月31日までの36ヶ月間とする。
警備開始時間及び終了時間は門扉開閉時間に合わせるものとする。なお、警備開始および終了時間は以下のとおりとする。

第1回目巡回時間：19：00～20：00

第2回目巡回時間：21：00～22：00

第3回目巡回時間：5：00～6：00

第4回目巡回時間：23：00～24：00

門扉開閉時間は以下のとおりとする。

正 門		東 門	
開門	閉門	開門	閉門
6：00	20：00	6：00	22：00

4. 業務

警備業者は、警備対象区域を時間内に4回巡回するとともに、次の業務を行うものとする。

また、異常事態を発見した時の対処は以下のとおりとする。

- 1) 異常事態発生時における公園緑地課職員及び関係先、警察署への通報、その他必要な処理
- 2) 火災発見時の通報、その他必要な処置
- 3) 電灯等不始末事項発見時の処置
- 4) 漏水、溢水等発見時の通報、その他必要な処置
- 5) 不審者、徘徊者発見時の通報、その他必要な処置
- 6) 放置物件発見時の通報、その他必要な処置
- 7) 加害、損壊行為者発見時の制止と連絡
- 8) 必要箇所の施錠の点検と確認

5. 配置人員

公園緑地課は、警備業者と協議のうえ配置人員を決定するものとする。

6. 警備報告書の提出

警備業者は、毎日の警備実施状況を警備実施報告書により報告するものとする。

7. 事故報告書の提出

- 1) 公園緑地課は、警備業務実施期間中に事故等が発生した場合は、直ちに警備業者と連携し対応に当たるものとし、後刻県に対し事故報告書を提出するものとする。
- 2) 警備業者は、警備業務実施期間中に事故等が発生した場合は、事故報告書を延滞なく公園緑地課に提出しなければならない。

8. その他

警備実施上、仕様書に定めのない細事項について必要ある時は、公園緑地課・警備業者間で協議し、定めるものとする。

機械警備業務に関する仕様書

1. 警備対象
鳴門ウチノ海総合公園パークセンター建物とする。
2. 警備方法
本業務は、原則として公園緑地課の勤務時間外に機械警備業者による警備を行うものとする。
3. 期間
委託期間は令和8年6月1日から令和11年5月31日までの36ヶ月間とする。
4. 警備業務実施の要領
 - (1) 警備機構
 - 1) 機械警備業者は、鳴門市が指定する施設等に警報設備等を設置し、警備業務実施期間中において警報設備等により感知される異常の有無を警備本部（以下「本部」という）において、自動的に表示する機械警備により受知し、さらに警報設備等の正常作動を本部において確認し得るに必要な機器を設置するものとし、通信回線は、断線監視システムとする。なお、その詳細は、(2) 機械警備仕様の詳細に記載する。
防犯異常を受診した場合は、画像での状況確認及びスピーカーでの威嚇・警察の速報を行なえるシステムとする。
 - 2) 警備業務実施期間中、機械警備業者は管制担当員を定め、本部に設置される機器表示盤により警備対象物件の異常の有無を間断なく監視し、警備の万全を図るものとする。
 - (2) 機械警備仕様の詳細
警備業者が検知する信号を以下のとおりとし、①～⑥全て個別に警備本部で識別できるものとする。
盗難 ①ドアの開閉をマグネットセンサーで検知した信号
②熱線センサー（パッシブセンサー）で人の熱を検知した信号
設備 ③自動火災報知器の異常を検知した信号（自動火災報知器より移報）
④非常押しボタン パークセンター女子トイレ（警備警報盤より移報）
⑤非常押しボタン 遊びの丘女子トイレ（警備警報盤より移報）
⑥非常押しボタン ディキャンプ場女子トイレ（警備警報盤より移報）
 - (3) 画像伝送システム
警備対象施設内（パークセンター）において①・②の盗難信号等および③の火災信号等を入信したときは、画像伝送システムにて本部で映像が確認できるものとする。なお、その映像を動画で保存できるものとする。
5. 公園緑地課の業務
 - (1) 電気、水道等の元栓点検
 - (2) 煙草の吸殻、灰皿の処理、その他使用した火気の処理
 - (3) 窓、扉、出入口等の施錠
 - (4) 機械警備開始時における警報設備等のセット
 - (5) 機械警備終了時における警報設備等の解除

6. 機械警備業者の業務

(1) 火災の予防及び拡大防止

- ア 火災の早期発見と初期消火
- イ 消防署及び公園緑地課への通報連絡

(2) 盗難等の予防及び拡大防止

- ア 潜伏者及び不審徘徊者等の発見と排除
- イ 警察署及び常設管理人への通報連絡

(3) 機械警備開始時刻及び終了時刻に所定の警報設備等が始動せず、また停止しない時における警報設備等の点検

(4) その他、公園緑地課と協議のうえ、文書により決定された事項

7. 機械警備実施期間中における公園緑地課の業務

(1) 一般業務

公園緑地課は、機械警備開始時刻を超えて引き続き業務の執行をするときは、あらかじめ機械警備業者にその旨を連絡するとともに、業務終了時において、機械警備業者に機械警備の開始を連絡するものとする。

(2) 機械警備開始後における公園緑地課の入室

- 1) 公園緑地課は、機械警備実施中といえどもやむを得ない場合は、臨時に入室できるものとし、入室するときはあらかじめ定められた緊急連絡方法により、機械警備業者に対し警備中断を申し入れるものとする。
- 2) 前項の公園緑地課の臨時入室中における警備は公園緑地課の責任において実施するものとする。

8. 緊急事態発生時における機械警備業者の処置

(1) 機械警備業者は、警備業務遂行中警備設備等により施設等に異常事態が発生したことを知ったときは、直ちに適切な処置をとるとともに詳細を公園緑地課に報告しなければならない。

(2) 公園緑地課は、機械警備業者に対しあらかじめ緊急事態発生時における連絡方法及び連絡者を定め、文書により通知するものとする。

9. 事故報告書の提出

(1) 公園緑地課は、警備業務実施期間中に事故等が発生した場合は、直ちに警備業者と連携し、対応に当たるものとし、後刻県に対し事故報告書を提出するものとする。

(2) 機械警備業者は、警備業務実施期間中に事故等が発生した場合は、事故報告書を延滞なく公園緑地課に提出しなければならない。

10. 鍵の預託

(1) 警備業務実施のため、公園緑地課は機械警備業者に対し必要な施設等の鍵を預託するものとし、機械警備業者は預託された鍵を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

(2) 機械警備業者は、公園緑地課から預託された鍵については、警備業務の目的達成のみに使用し、これを他の目的に使用若しくは他人に使用させ、貸与し又は譲渡してはならない。

11. 警報設備等の保守点検

機械警備業者は、施設等に設置した警報設備等の正常な作動を維持するため保守点検を定期的実施し、本部において正常な作動を確認しなければならない。又、警報設備等の故障により作動に異常を生じたときは、機械警備業者は延滞なく警備上の安全処置を講ずるものとする。

12. 警報設備等の変更

- (1) 公園緑地課は、施設等の増改築、移転等により警報設備等の変更を行う場合は、機械警備業者に対して変更の15日前までに延滞なく書面又は口頭をもって通告するものとする。
- (2) 公園緑地課は、電源を一時中断して施設等の電気工事等を行う場合その中断が機械警備実施時間に及ぶときは、あらかじめ機械警備業者にその旨を連絡するものとする。
- (3) 公園緑地課において、警報設備等の変更を機械警備業者への報告なく行い、これが原因で生じた損害については、機械警備業者はその賠償の責を負わない。

13. その他

警備業務の実施にあたり、この計画書に定めのない事項について疑義が生じたときは公園緑地課、機械警備業者協議のうえ決定するものとする。